

別紙

諮問第1028号

答 申

1 審査会の結論

「平成27年9月15日付27政外管第287号 知事の海外出張フランス共和国（パリ市）及び英国（ロンドン市）について」外67件に係る一部開示決定のうち、別表2に掲げる項番9の非開示情報に係る部分については、これを取り消し、当該情報を開示すべきであるが、その余の部分については、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「舛添要一知事、一行のマスコミで指摘された欧州外遊に関する公金支出に関する公文書一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が別表1に掲げる68件の文書を対象公文書（以下「本件対象公文書1～68」という。）として特定し、平成28年4月8日付けで行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、非開示とした部分の取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件処分について、非開示とした部分の取消しを求める。

本件は、国際的に疑惑が公表され、舛添知事を任期半ばで退任させる発端となった東京都知事・職員等による豪華外遊である、フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市への海外出張（以下「本件海外出張」という。）に関し、公的経費の違法かつ不当な支出等を、都民・国民のために告発する案件に係る重要な情報公開請求である。

知事の辞任表明後、外国の〇〇等の主要マスコミは、本件海外出張を「セコイ」等の

日本語を用いて報道をしているが、実際は東京都の旅行規定を大幅に超え、税金を不当に浪費している。これを隠すため、実施機関は、「公にすることにより、予定価格が推測され、今後の都の契約事務の適正な施行に支障を及ぼすおそれがあるため」として一部非開示とする決定をしたが、明らかに業者癒着の不正入札、職員・幹部の談合随意契約、公金の不正支出詐欺である。

特に各項目の単価、数量については、世界的に不明朗、高額であるとされ、随意契約等の汚職を含んだ情報であり、外遊の企画自体から業者との癒着が想定されるので、今後のために開示すべきである。

舛添知事は長時間の総務委員会で、できるだけ情報公開をすると明言している。新知事・職員等は今後このような豪遊海外等の出張は不可能であり、出張を企画した職員の犯罪究明のため、都民のために、公文書開示が必要である。刑事訴追をすれば開示せざるを得ない。

また、職務の級に係る情報は旅費等の算定に必要であり、不正を明確にするために開示が必要である。先に実施されたワールドカップに際する議員・同行職員の多額な旅費・宿泊費等は、都の規定を大幅に超えていることから、新たに公文書情報公開請求をした。都議会議員等によるリオオリンピックの視察については、世論を反映して、中止の方向で検討している。明らかに秘密主義で、旅行等の業界との癒着を明確にしたものであり、刑事訴追のためにも公文書情報開示が必要である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

(1) 対象公文書の説明

本件開示請求の対象公文書に該当するものとして、平成27年度知事のフランス共和国パリ市及び英国ロンドンの海外出張における経費に関する公文書を特定した。

(2) 非開示妥当性

ア 条例7条2号：個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの

(ア) 非開示部分については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 職員の給料支給に関する情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができると思われる。

イ 条例7条3号：法人その他の団体に関する情報

(ア) 契約先事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、契約先事業者の事業運営上の地位が損なわれると思われる。

(イ) 法人等の保有する販売上の情報であって、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれると思われる。

ウ 条例7条4号：公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報

公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると思われる。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 8月15日	諮問
平成29年 2月 9日	実施機関による一部開示決定通知
平成30年 5月28日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 5月31日	新規概要説明（第189回第一部会）
平成30年 6月21日	審議（第190回第一部会）
平成30年 7月25日	審議（第191回第一部会）

平成30年 9月27日	審議（第192回第一部会）
令和 元年10月29日	審議（第203回第一部会）
令和 元年11月19日	審議（第204回第一部会）
令和 元年12月11日	審議（第205回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び本件非開示情報について

舛添要一前知事（以下「前知事」という。）は、友好都市であるパリ市及びロンドン市を訪問し、東京都と両都市との一層の関係強化を図るため、それぞれの市長との意見交換やラグビーワールドカップの決勝戦及び大会の運営状況の視察を行うこと等を目的として、平成27年10月27日から同年11月2日まで本件海外出張を行った。

本件開示請求は、本件海外出張に係る全ての経費支出に関する公文書の開示を求めるものであるところ、実施機関は本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書1から68までを特定した上、別表2に掲げる本件非開示情報1から10について、それぞれ条例7条2号、3号、4号又は6号に該当するとして、本件処分を行った。

イ 諮問後における処分変更等の経緯及び審査会の審議事項について

実施機関は、平成28年7月3日付けの本件審査請求を受けた後、本件処分により非開示とした本件海外出張に係る業務委託契約に関する内訳書等の記載情報のうち、単価、数量及び日数については開示することとし、同年8月9日付けの開示決定通知書により審査請求人に通知した（以下、同決定通知書による処分を「処分変更」という。）。この処分変更後の同月15日付けで、実施機関は審査会に対し、本件審査請求について諮問をした。

実施機関の説明によると、本件処分及び処分変更の通知後、いずれも速やかに審

査請求人に連絡をし、開示の日時及び場所の調整を図るべく努めたが、審査請求人が調整に応じなかったため、本件対象公文書1～68の一部開示はいずれも実施されていないとのことである。

また、実施機関が後日改めて本件処分及び処分変更の内容を精査したところ、それぞれ通知書の記載に誤りがあることが発覚したことから、それらの記載の不備を訂正するため、平成29年2月9日付けで、当該記載不備に係る訂正及び処分変更の内容を反映した一部開示決定通知書を改めて送付したとのことである。本件非開示情報1～10は、この平成29年2月9日付けの通知後もなお非開示とされている部分であり、それぞれに係る非開示条項及び本件対象公文書は別表2のとおりである。

審査会において、これらの処分変更等の内容を確認したところ、通知書における非開示箇所の記載漏れや理由欄における誤記等に係る形式的な訂正、又は処分変更により誤って開示としてしまった部分に係る是正であって、いずれも本件処分における当初の非開示判断それ自体に変更を加えるものではないと認められる。よって、上記一連の処分変更等の是非については審議しない。

なお、本件処分に係る一部開示決定通知書では、本件非開示情報1は「職員の号給」と記載されており、平成28年8月9日付け及び平成29年2月9日付けの通知書においても当該記載は特に訂正されていないが、審査会が見分したところ、本件非開示情報1は「号給」ではなく、正しくは「職務の級」であることが判明した。しかしながら、これも単なる表記の誤りにすぎず、本件処分の実体的な適否に直接影響を及ぼすものではないため、審査会は、これを「職務の級」と読み替えて、その非開示情報該当性について審議する。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は

公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報1から10までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1（職務の級）について

東京都職員の給与は、職員の給与に関する条例（昭和26年6月14日条例第75号。以下「給与条例」という。）で定める給料表上の「職務の級」（等級）及び「号給」の区分によって具体的に決定されており、本件非開示情報1は、主事及び主任の職にある者に係る当該給料表上の「職務の級」に関する記載部分である。

個人の給与に関する情報は、原則として、条例7条2号本文の非開示情報に該

当する。しかしながら、地方公務員の給与については、地方公務員法24条5項により、条例で定めることとされており、同法25条3項により、その給与に関する条例には、給料表及び等級別基準職務表のほか、各種の手当その他給与の支給条件等に関する事項を規定するものとされている。これに基づいて、給与条例により、東京都職員に係る職種別の給料表及び各給料表別の等級別基準職務表が定められている。したがって、給料表上の「職務の級」それ自体は、法令の規定により公にされている情報に当たり、また、職員の職名は条例7条2号ただし書ハにより公にすることが予定されている情報であることに照らせば、その職名と「職務の級」が等級別基準職務表に掲げる内容と同一である限りにおいて、当該職員の「職務の級」に関する情報は、2号ただし書イに該当するというべきである。

そこで、等級別基準職務表に掲げる内容と本件非開示情報1との対応関係について、事務局をして給与制度を所管する部署に聴取したところ、本件開示請求の時点では、主事及び主任の職にある者については、その職名と「職務の級」が一致しない例外的な取扱いがあったと確認された。

以上のことから、本件非開示情報1は、個人の所得に関する情報として、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書イにいう「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当せず、さらに、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2（職員の自宅最寄駅）及び3（職員の携帯番号）について

職員の自宅の最寄駅や携帯番号は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」であると認められることから、条例7条2号本文前段に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報2は、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報4（事業者の印影）及び7（事業者のサイン）について

事業者の印影やサインは、これを公にすることにより、偽造等による犯罪の実行が容易となることから、当該事業者がその財産を脅かされる等、犯罪の被害を

受けるおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があるといえる。

したがって、本件非開示情報4及び7は、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報5及び6（事業者の担当者名又は担当者の印影）について

事業者の担当者名や担当者の印影は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」であることから、条例7条2号本文前段に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報2は、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報8（事業者の利用金融機関名、支店名、支店住所、各種コード、口座番号及び口座名義人）について

これらは、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるものと認められることから、いずれも条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報8は、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報9（資金前渡受者の利用金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人）について

a 資金前渡について

資金前渡とは、会計管理者が地方公共団体の職員（以下「資金前渡受者」という。）に、特定の経費について概括的に資金を交付（前渡）し、当該職員をして現金払をさせる支出の方法であり、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）上、支出の特例として規定されている。資金前渡の基本的な手続としては、①前渡金の受領、②債権者への支払、③前渡金の精算という流れとなっており、原則として、資金前渡受者の口座に入金する方法（口座情報払い）で行われる。

b 非開示妥当性について

金融機関名、支店名、預金種目、預金口座番号及び口座名義人が明らかになっ

たとしても、これらの情報だけでは犯罪に利用されるとは言い難く、通常は、暗証番号等を知らない限り、当該口座にある資金を不正に引き出すことは不可能であると考えられる。

したがって、資金前渡受者の口座に係る本件非開示情報9は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とまではいえず、条例7条4号には該当しないため、開示されるべきである。

(キ) 本件非開示情報10(受託者以外の見積書の単価・数量及び推定総金額を除く金額)について

事業者ごとの見積りの内訳は、各項目における各事業者の現地調達力やノウハウ等を如実に表すものであり、かつ、個々の具体的な設定金額は各事業者の事業戦略を反映するものとして、業務上重要な内部管理情報であると認められる。

よって、本件非開示情報10は、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるものと認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報10は、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表1 本件対象公文書

項番	件名
1	平成27年9月15日付27政外管第287号 知事の海外出張フランス共和国（パリ市）及び英国（ロンドン市）について
2	平成27年10月20日付27政外管第358号 知事の海外出張フランス共和国（パリ市）及び英国（ロンドン市）について（出張者の変更）
3	平成27年10月21日付27政外管第360号 知事の海外出張フランス共和国（パリ市）及び英国（ロンドン市）について（出張者の変更）
4	平成27年10月26日付27政外管第382号 知事の海外出張フランス共和国（パリ市）及び英国（ロンドン市）について（出張日程の変更）
5	平成27年10月22日付27政外管第374号 知事の海外出張（パリ市及びロンドン市）に係る旅費の支出について
6	支出命令書 27政外管第374号 知事の海外出張（パリ市及びロンドン市）に係る旅費の支出について（支出命令番号00108-01）
7	支出命令書 27政外管第374号 知事の海外出張（パリ市及びロンドン市）に係る旅費の支出について（支出命令番号00109-01）
8	支出命令書 27政外管第374号 知事の海外出張（パリ市及びロンドン市）に係る旅費の支出について（支出命令番号00110-01）
9	支出命令書 27政外管第374号 知事の海外出張（パリ市及びロンドン市）に係る旅費の支出について（支出命令番号00111-01）
10	調定額通知書 27政外管第374号 知事の海外出張（パリ市及びロンドン市）に係る旅費の支出について（精算整理番号00076）
11	調定額通知書 27政外管第374号 知事の海外出張（パリ市及びロンドン市）に係る旅費の支出について（精算整理番号00077）
12	調定額通知書 27政外管第374号 知事の海外出張（パリ市及びロンドン市）に係る旅費の支出について（精算整理番号00078）
13	調定額通知書 27政外管第374号 知事の海外出張（パリ市及びロンドン市）に係る旅費の支出について（精算整理番号00079）
14	平成27年11月20日付27政外管第404号 海外出張に伴う旅費の追給について（パリ、ロンドン出張）
15	支出命令書 27政外管第404号 海外出張に伴う旅費の追給について（パリ、ロンドン出張）（支出命令番号00129-01）
16	調定額通知書 27政外管第404号 海外出張に伴う旅費の追給について（パリ、ロンドン出張）（精算整理番号00088）
17	平成28年1月5日付27政外管第471号 海外出張に伴う旅費の戻入について（パリ、ロンドン出張）
18	歳出戻入登録確認書 27政外管第471号 海外出張に伴う旅費の戻入について（パリ、ロンドン出張）（戻入番号00001）
19	平成27年9月15日付27政外管第290号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約）
20	平成27年10月20日付27政外管第290の2号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約）
21	平成27年10月21日付27政外管第290の3号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約）
22	平成27年10月9日付27財経二契第404号の3 随意契約（競争見積）による契約締結決定について（知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約））

項番	件名
23	委託契約書（単価） 平成27年10月9日付27財経二契第404号の2 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約）
24	平成28年12月14日付27政外管第445号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約）の額の確定及び支払について
25	支出命令書 27政外管第445号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約）の額の確定及び支払について（支出命令番号00162-01）
26	支出命令書 27政外管第445号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約）の額の確定及び支払について（支出命令番号00163-01）
27	支出命令書 27政外管第445号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約）の額の確定及び支払について（支出命令番号00164-01）
28	支出命令書 27政外管第445号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る業務委託（単価契約）の額の確定及び支払について（支出命令番号00165-01）
29	平成27年10月22日付27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について
30	支出命令書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（支出命令番号00103-01）
31	支出命令書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（支出命令番号00104-01）
32	支出命令書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（支出命令番号00105-01）
33	支出命令書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（支出命令番号00106-01）
34	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00064）
35	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00065）
36	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00066）
37	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00067）
38	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00068）
39	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00069）
40	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00070）
41	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00071）
42	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00072）

項番	件名
43	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00073）
44	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00074）
45	調定額通知書 27政外管第372号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00075）
46	平成27年10月26日付27政外管第383号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（変更分）
47	調定額通知書 27政外管第383号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00083）
48	調定額通知書 27政外管第383号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00084）
49	調定額通知書 27政外管第383号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る現地経費の支出について（精算整理番号00085）
50	平成27年11月26日付27政外管第414号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について
51	支出命令書 27政外管第414号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（支出命令番号00136-01）
52	支出命令書 27政外管第414号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（支出命令番号00137-01）
53	支出命令書 27政外管第414号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（支出命令番号00138-01）
54	調定額通知書 27政外管第414号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（精算整理番号00093）
55	調定額通知書 27政外管第414号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（精算整理番号00094）
56	調定額通知書 27政外管第414号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（精算整理番号00095）
57	平成27年11月26日付27政外管第422号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について
58	支出命令書 27政外管第422号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（支出命令番号00133-01）
59	支出命令書 27政外管第422号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（支出命令番号00134-01）
60	支出命令書 27政外管第422号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（支出命令番号00135-01）
61	調定額通知書 27政外管第422号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（精算整理番号00090）
62	調定額通知書 27政外管第422号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（精算整理番号00091）

項番	件名
63	調定額通知書 27政外管第422号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（精算整理番号00092）
64	平成27年12月1日付27政外管第432号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について
65	支出命令書 27政外管第432号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（支出命令番号00140-01）
66	調定額通知書 27政外管第432号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（精算整理番号00096）
67	調定額通知書 27政外管第432号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（精算整理番号00097）
68	調定額通知書 27政外管第432号 知事の海外出張（フランス共和国パリ市及び英国ロンドン市）に係る経費の支出について（精算整理番号00098）

別表2 本件非開示情報（処分変更等後の非開示部分）

項番	非開示部分	根拠規定	本件対象公文書
1	職務の級	2号	1、2、3、5、6、10
2	職員の自宅最寄駅	2号	1、2、3、5、6、7から9、10から13、15から17、
3	職員の携帯電話番号	2号	34
4	事業者の印影	4号	10から13、15、18、22から25、57
5	事業者の担当者名	2号	10～15、18、25、34から50、54から56
6	事業者の担当者の印影	2号、4号	10から13、18
7	事業者の担当者のサイン	4号	36、48、50
8	事業者の利用金融機関名、支店名、支店住所、各種コード、口座番号及び口座名義人	3号	25、26から28、50 54から56、57、61から63、64、66から68
9	資金前渡受者の利用金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人	4号	51から53、58から60、65
10	受託者以外の見積書の単価・数量及び推定総金額を除く金額	3号	22